

盛岡広域振興局長告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年9月30日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 大更好摩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市玉山区好摩字和台1番9地先から1番4地先まで	新	m 17.5~13.4	m 48.5
	旧	13.4~12.7	48.5
盛岡市玉山区好摩字新田128番5地先から128番2地先まで	新	17.5~12.3	68.1
	旧	13.8~12.3	68.1

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成26年9月30日から同年10月30日まで